

西原町母子保健推進員を募集します！

西原町では今回、任期満了に伴い、乳幼児健診やベビースクールなどの際にお手伝い等を行っている母子保健推進員を募集します。子育てについて感心のある町民の方、西原町の子ども達のために活動しませんか？

＜母子保健推進員の主な活動内容＞（協力謝礼金あり）

- 乳幼児健診、ベビースクールなどのお手伝い
- 乳幼児健診を受けていない人への受診呼びかけ
- 生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭への訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- 定例会や自主活動への参加



募集人数 若干名

応募資格 子育て中又は経験者の方（性別は問いません）

応募方法 福祉部福祉課で配布、または町ホームページ掲載の応募用紙に記入の上、福祉課に提出してください（郵送可）。
※ 応募多数の場合は書類選考とします。

応募締切 2月28日（月）当日消印有効

決定通知 本人に通知します。

お問い合わせ／福祉部福祉課 ☎ 945-5311

65歳以上のみなさん

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、高齢等により介護を必要とする時に、自立した生活ができるよう介護サービス費の9割を介護保険財源で負担する制度です。

未納が続くと、いざサービスを受けるといった時に、未納状況を勘案した結果、以下のようにサービスの一部を制限させていただくことがあります。

あとで大きな不利益を受けることにならないためにも介護保険料は忘れず納めましょう。

※ 通 常

- ・ 給付率は9割です。
- ・ 給付額の1割をサービス事業所にお支払いいただき、9割は介護保険制度で負担します。

①納付期限から1年以上1年6か月滞納している方

- ・ 給付率は9割のままとします。
- ・ 給付額は全額をサービス事業所にお支払いいただきます。領収書を役場窓口提出していただくことで介護保険制度の9割負担が受けられます。

②納付期限から1年6か月以上2年滞納している方

- ・ 給付率は9割のままとします。
- ・ サービス支払いの一部または全部を差し止め、滞納されている保険料に充てることで、未納分を相殺させていただきます。

③納付期限から2年以上滞納している方

- ・ 給付率は7割まで減じます（未納期間に応じた期間）。
高額介護サービス費の支給を中止します（未納期間に応じた期間）。

お問い合わせ／福祉部介護支援課 介護支援係・賦課徴収係 ☎ 945-5013

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン

平成23年1月20日からワクチンの接種費用を全額助成します

西原町に住民登録のある各ワクチンの対象者に対し、平成23年1月20日以降に行った接種費用を全額助成します。対象者には個別通知します。

● 子宮頸がん予防ワクチン

日本では年間約15,000人が子宮頸がん罹患し、約3500人が死亡していると報告されています。子宮頸がん予防ワクチンの接種で、子宮頸がんの原因ウイルス「ヒトパピローマウイルス (HPV)」の感染の約6～7割が予防できるといわれており、10代前半に接種することが推奨されています。

接種名	接種対象者	接種回数	接種スケジュール	助成内容	自己負担
子宮頸がん予防(HPV)ワクチン	中学1年生(13歳相当)～高校1年生(16歳相当)	3回	初回・1ヵ月後・6ヵ月後	1回15,939円×接種回数(3回まで)	指定医療機関のみ無料

※平成23年1月20日より前に、すでに1回以上の接種を受けた者は、残りの接種分が対象です。

※現在高校1年生であって、平成23年3月31日までに1回以上の接種を受けた者、また、発熱または急性の疾患により接種を受けることができなかった者については、例外的に平成23年4月1日以降に高校2年生になっても、引き続き公費助成の対象とします（ただし、発熱または急性の疾患で接種できなかった場合は診断書が必要になります）。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

● ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型） ● 小児用肺炎球菌ワクチン

日本では、年間約1000人の子どもたちが細菌性髄膜炎にかかっていると推測されています。その約6割がインフルエンザ菌b型、約3割が肺炎球菌によるものであり、うち約5%が死亡、約20%が後遺症を残す可能性があります。ワクチンを接種することで、細菌性髄膜炎の約9割が予防できるといわれています。

【対象】 生後2ヶ月～4歳

【接種回数】 1～4回 ※年齢により接種回数・接種期間は異なります。

＜ヒブワクチン＞

接種開始時期	1回目	2回目	3回目	4回目
2か月齢～6か月齢	初回	4～8週間後接種	4～8週間後接種	約1年後に接種
7か月齢～11か月齢	初回	4～8週間後接種	約1年後に接種	
1歳～4歳	1回			

＜肺炎球菌ワクチン＞

接種開始時期	1回目	2回目	3回目	4回目
2か月齢～6か月齢	初回	27日以上の間隔で接種	27日以上の間隔で接種(12か月齢までに)	60日以上の間隔で(12～15か月齢)
7か月齢～11か月齢	初回	27日以上の間隔で接種	60日以上の間隔で、1歳以降に接種	
1歳～1歳11か月	初回	60日以上の間隔で接種		
2～4歳	1回			

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 ☎ 945-5311

※ 助成実施期間は平成23年1月20日～平成24年3月31日までの接種となります。

※ これらのワクチン接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。通知に同封されている予防接種の説明をよく読み、効果と副作用をご理解いただき、医師と相談した上で接種を受けてください。また、**体調不良などで接種ができなかった場合は、1,050円の自己負担がかかりますので**、体調のよいときに受診しましょう。

※ 接種場所は指定医療機関です。接種の際は、**母子（親子）健康手帳、予診票**をお持ちください。なお、子宮頸がん予防ワクチン対象者の方への通知には、予診票を同封しません。ワクチンについて説明をしてから接種してもらいたいからです。予診票の受け取り方については、個別通知に同封されているお知らせをご覧ください。福祉部健康推進課までお問い合わせください。

※ 指定医療機関など、詳しくは個別通知に同封されているお知らせ、または町ホームページをご覧ください。